

2025 年 10 月 28 日

各 位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
代 表 取 締 役 田 邊 勝 己
(コード番号： 3823 東証スタンダード)
問合せ先： 管理本部総務部長 副島 博
電話番号： (0 3) 4 4 0 5 - 5 4 6 0

取消訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2025年10月3日公表の「金融庁による課徴金納付命令の決定について」のとおり、金融庁長官より、金融商品取引法第185条の7第1項の規定に基づく課徴金納付命令の決定を受けておりましたが、2025年10月27日付で、当該命令処分を取り消すことを求める訴訟の提起を行いましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

当社は、2024年6月25日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令の勧告についてのお知らせ」及び2024年7月9日付「審判手続開始決定に対する答弁書の提出及び聴聞に対する陳述書の提出並びに特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社代表取締役田邊勝己氏が取締役に就任する以前であり今から約6年前となる2018年度のソフトウェアの資産計上について、当社に対する44百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われ、その後課徴金審判手続きにおいて当社の正当性を主張してまいりました。

当社としましては、当該課徴金納付命令の審判手続は、迅速性を重視する手続であるとの趣旨を尊重し、当社は、当審判手続において、これ以上の主張、立証活動を行わないと宣言し、当社の予定する主張、立証活動は今後の裁判手続において行うことが当社の利益に資するとの判断に基づき、早期に審判を終結し、ご判断を頂きたいようお願い申し上げます、との主張をしていました。当社は、2025年1月22日付「取消訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、有価証券報告書等の訂正報告書等の提出命令について取り消しを求める訴訟を提起しておりますが、本課徴金納付命令についても、取り消しを求める行政訴訟の提起を行うことになったものです。

なお、当社は、2024年8月期において、課徴金引当金44百万円を特別損失として計上しておりますので、本決定が当期（2026年8月期）に与える影響はございません。

以 上